

令和7年5月1日(木)～令和7年5月31日(土)の間は 自転車マナーアップ強化月間です

自転車は誰でも利用できる手軽で便利な乗り物である反面、交通ルールを守らなかったり、危険な乗り方をすると、交通事故の被害者になるだけでなく、加害者にもなり得る危険な乗り物です。利用者の方は、「自転車安全利用五則」を守り安全運転に努めましょう。

自転車安全利用五則

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 一、車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先 | 三、夜間はライトを点灯 |
| 二、交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認 | 四、飲酒運転は禁止 |
| | 五、 <u>ヘルメットを着用*</u> |

* ヘルメット着用をお願いします！

令和5年4月から子供だけでなく、自転車を利用する**全て**の利用者を対象にヘルメットの着用が努力義務化されました。

しかし、依然として自転車利用者のヘルメット着用率は全国的に低い水準であり、全国で自転車利用者全体の着用率が**17.0%**、広島県内の着用率は全国平均以下の**11.3%**といった低い水準を見せております。（令和6年7月、警察庁調べ）

自転車乗車中に交通事故に遭い、主に頭部に損傷を負った方の致死率は、ヘルメット着用の有無で約1.5倍の差がありました。自転車を利用する人は、事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



呉警察署管内・交通事故発生状況

	令和7年	令和6年	対前年比	
人 傷 事 故 (件)	29	35	-6	-56.5
死 者 (人)	0	0	0	0%
負 傷 者 (人)	31	41	-10	-60.7%

※令和7年3月31日現在の統計数値です